

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- 我が国の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高い。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、2016年（平成28年）に自殺対策基本法が改正、全ての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられた。

2 計画の概要

- 自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進するための計画。
- 自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定。
- 2019年度（平成31年度）から2026年度（平成38年度）までの8年間の期間。

3 計画の数値目標

- 国の方針を基に目標値を設定。
- 2015年（平成27年）と比較して30%以上減少させる。

指 標	2015年（平成27年）	2026年（平成38年）
自殺死亡率（人口10万対）	15.9	11.1以下
自殺者数	43人	30人以下

II 目黒区の自殺の状況

1 自殺実態の分析について

厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類を用いている。

2 目黒区の自殺の状況

- 自殺死亡率は、全国、東京都と比べ低い傾向にあるが、自殺者は毎年40人前後。
- 自殺者数の推移を性別にみると、男性が女性よりも多くなっている。
- 自殺者の年齢構成をみると、20代から40代の働き盛り世代で高くなっている。
- 自殺者のうち、2割弱の人は自殺未遂歴がある。
- 自殺者の生活状況をみると、男女ともに約6割は同居人がおり、男性の約半分は有職者で、女性は無職者が有職者の3倍となっている。
- 自殺の原因・動機については、「不詳」を除くと男女ともに「健康問題」が最も高くなっている。

III 自殺対策の取組

1 施策の体系

- 国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「全国共通の施策」と、目黒区の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域特性に基づく施策」の大きく2つの施策に分けて取り組む。

2 全国共通の施策

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 区民への啓発と周知
 - リーフレット・啓発グッズの作成と周知
 - 区民向け講習会・イベント等の開催
- 生きることの促進要因への支援
 - 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - 居場所づくり
 - 自死遺族や残された人への支援
- 子ども・若者への支援
 - 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - 若者の自殺リスクを低減させるための取組

3 地域特性に基づく施策

- 働き盛り世代に対する支援
 - 相談機会の充実
 - 周知・啓発活動の強化
 - 職場における自殺対策の推進
- 自殺未遂者への支援

IV 計画の推進体制

- 新たに目黒区自殺対策推進会議（仮称）を設置し、関係機関・団体等の相互の緊密な連携を図り、総合的な自殺対策を推進する。
- 目黒区自殺総合対策庁内検討会を開催し、部局を横断して連携を図りながら、全庁的に自殺対策に取り組む。